

長門市くじら資料館 指定管理者募集要項

2025 年（令和 7 年）9 月

長門市観光スポーツ文化部
スポーツ文化交流課

目 次

1	指定管理者制度の導入	1
2	施設の概要	1
	【対象施設】	
	長門市くじら資料館について	
	【開館時間及び休館日】	
	(1) 開館期間	
	(2) 休館日	
	(3) 開館日時の変更について	
3	基本事項	1
	(1) 指定期間	
	(2) 指定管理者が行う業務の範囲	
	(3) 経費に関する事項（指定管理料）	
4	申請者の応募資格.....	3
5	公募に関するスケジュール等	5
	(1) スケジュールの概要	
	(2) 募集の周知の開始（募集要項の公表）	
	(3) 説明会の開催・参加申込み	
	(4) 質問受付	
	(5) 申請手続き	
	(6) 申請手続きに関する留意事項	
6	審査及び選定の手続きについて	8
7	指定管理者の指定及び協定の締結	10
8	その他留意事項.....	10
9	問い合わせ先	11

1 指定管理者制度の導入

長門市では、長門市くじら資料館（以下「資料館」という。）の管理運営業務について、鯨及び漁村文化に係る民俗資料の保存及び展示により郷土文化の保存・伝承を図るとともに、これらを観光資源として有効に活用することにより地域の振興に寄与することを適正かつ効率的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、長門市くじら資料館条例（平成 17 年長門市条例第 167 号。以下「条例」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者（管理運営を実施する団体）を公募します。

2 施設の概要

【対象施設】

名称	長門市くじら資料館
所在地	長門市通 6 7 1 番地 1 7
開館日	1993 年（平成 5 年）1 1 月 2 日
構造	鉄筋コンクリート造 2 階
規模	敷地面積 2, 6 5 0 m ² 延床面積 6 2 0 m ²
施設内容	ロビー、伝習室、展示室、収蔵庫 駐車場 乗用車 6 台

【開館時間及び休館日】

（1）開館時間

午前 9 時から午後 5 時まで

（2）休館日

毎週火曜日（休日の場合は、その翌日）

（3）開館日時の変更について

指定管理者が事業等で必要がある場合、事前に市長の承認を得て、臨時休館日を指定または開館時間を変更することができます。また、臨時休館等を行う場合は、ウェブサイト等で事前周知をするものとします。

3 基本事項

（1）指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

(2) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務（以下「管理運営業務」という。）は以下の業務です。

- ① 資料の展示に関する業務
- ② 通地区における資料の収集及び保管に関する業務
- ③ 地域民俗芸能の伝承に関する業務
- ④ 施設の使用の許可に関する業務
- ⑤ 施設及び付属設備器具の維持管理に関する業務
- ⑥ その他資料館の目的を達成するために必要な業務

※詳細については、別紙「長門市くじら資料館指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

(3) 経費に関する事項（指定管理料）

指定管理者は、利用者が支払う利用料金及び市が支払う施設運営に関する経費（以下「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。

① 指定管理料

長門市は指定管理者に対し、指定期間中に次の金額を上限として指定管理料を支払います。

指定管理料上限額 43,166,000円（5年間）
（消費税及び地方消費税を含む）

② 経理と管理口座

指定管理の業務に係る経費及び収入は、他の業務に係るものと区別して経理するとともに、専用の口座で管理してください。

③ 利用料金

地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を適用します。指定管理者は、条例の別表に掲げる基準額に10分の5を乗じて得た額から基準額に10分の15を乗じて得た額までの範囲内において、市長の承認を得て、資料館の利用に係る料金の設定を行うことができます。

なお、条例に定める利用料金には、消費税が含まれています。

④ 利用料金の減免

利用料金の減免は、条例の規定により、指定管理者において行います。

なお、減免等に係る補填については、仕様書に定めるとおりとします。

⑤ 指定管理者の利益に関する取扱い

指定管理者の収益の拡大やコスト削減に向けた自主的・主体的な取組（以下「経営努力」という。）により生じた利益は、指定管理者の利益としますが、その額が指定管理者の収益規模や利用者の負担等に照らして、過大であると認められる場合（下記①参照）、当該の利益については、指定管理者が、市と協議の上、下記②の中から適当な方法を選択することができるものとします。

ア 過大な利益の額の算出方法

（算式） 過大な利益の額（＜０の場合は０）＝ $A - B \times 0.2$

A：指定管理者の経営努力により生じた利益の総額（経営努力により生じた利益の認定は、指定管理者が自らその根拠を示すものとする。）

B：利用料金の収入総額

イ 利益還元の方法

A 施設利用促進のための事業やサービス向上のための公益事業、施設改善等の実施

B 当該年度又は当該翌年度における指定管理料の減額

C 市への納付

ただし、本来行うべき業務を行わなかったため費用が減少し、利益が生じたと認められる場合にあっては、当該年度又は当該翌年度の指定管理料を減額する方法によるものとします。

4 申請者の応募資格

（１）資格

次の要件をいずれも満たすことが必要です。

① 市内に事業所を有すること又は指定期間の開始までに市内に事業所を設置する見込みがあること。

② 法人又は指定期間の開始までに法人格を取得する見込みのある者（以下「法人等」という。）であること。

（２）欠格事由（法人等又はその代表者）

法人等又はその代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- ① 申請者の責めに帰すべき事由により地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項のいずれかに該当する者
 - ③ 同施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により長門市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 長門市物品等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 26 年長門市要綱第 20 号）の規定に基づく指名停止を受けている者
 - ⑤ 法人にあっては当該法人の、法人以外の場合にあっては代表者の市税、県税及び国税を滞納している者
 - ⑥ 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続きを開始している者
 - ⑦ 長門市暴力団排除条例（平成 23 年長門市条例第 14 号）第 2 条に定める暴力団又は暴力団員等である者
 - ⑧ 主として市に対し請負を行う団体（市が資本金、基本金その他これに準じるものの 2 分の 1 以上を出資している団体を除く。）であって、市長、市の議会の議員、地方自治法第 180 条の 5 に規定する市の委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は市の委員が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、支配人、清算人又はこれらに準ずべき者である団体
- (3) 複数の法人等で構成されるグループの場合の条件
- 複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む。以下同じ。）での応募の場合は、次の事項について留意すること。
- ① 複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めること。
 - ② 代表となる法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として認めない。
 - ③ グループを構成する法人等は連帯して責任を負うこと。
 - ④ 複数の法人等で構成されるグループを構成する法人等は、単独での応募はできない。また、同時に複数のグループの構成法人等となることはできない。
 - ⑤ 複数の法人等で構成されるグループを構成する各構成法人等のいずれかが上記（1）の資格を満たさない、又は（2）の欠格事由に

該当する場合は応募することができない。

5 公募に関するスケジュール等

(1) スケジュールの概要

日 程	内 容
2025年(令和7年)9月29日(月)	募集要項の公表
2025年(令和7年)10月2日(木)～ 2025年(令和7年)10月3日(金)まで	説明会の申込み
2025年(令和7年)10月8日(水)	説明会（現地見学会）の開催
2025年(令和7年)10月8日(水)～ 2025年(令和7年)10月9日(木)	質問受付
2025年(令和7年)10月14日(火)までに	質問回答の公表
2025年(令和7年)10月15日(水)～ 2025年(令和7年)10月24日(金)	申請書類の受付
2025年(令和7年)10月30日(木)	審査
2025年(令和7年)11月下旬	選定結果の通知及び公表
2025年(令和7年)12月下旬	指定管理者の指定
2026年(令和8年)3月中	指定管理者との協定締結

(2) 募集の周知の開始（募集要項の公表）

- ① 場 所 長門市観光スポーツ文化部スポーツ文化交流課
(市ホームページからのダウンロード可)
- ② 期 間 2025年(令和7年)9月29日(月)から10月24日(金)
午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）

(3) 説明会の開催・参加申込み

【説明会参加申込み】

- ① 申込期間 2025年(令和7年)10月2日(木)から10月3日(金)
午後5時まで
- ② 申込方法 説明会参加申込書（様式第8号）に必要事項を記入
のうえ、電子メールにてお申込みください。なお、
メールの件名を「くじら資料館説明会申込み」とし
てください。
- ③ 申込先 長門市 スポーツ文化交流課 文化交流班
E-mail: bunka@city.nagato.lg.jp

【説明会】

- ① 開催日時 2025年（令和7年）10月8日（水）
午前10時から1時間程度
- ② 開催場所 長門市くじら資料館
- ③ 備 考 参加人数は各法人等から3名以内とします。
応募とは関係のない情報収集等を目的とした参加はご遠慮ください。
募集要項等は、当日配布しないため、各自ご持参ください。

（4）質問受付

- ① 受付期間 2025年（令和7年）10月8日（水）から10月9日（木）まで
持参の場合、時間は午前9時から午後5時まで
郵送の場合、必着
- ② 受付方法 質問書（様式第9号）に記入のうえ、「9 問い合わせ先」まで持参又は郵送で提出してください。質問項目ごとに1枚の質問用紙をご使用ください。これ以外の方法（電話、FAX等）によるものは受け付けませんのでご了承ください。
※ただし、質問内容が不明瞭なもの、募集に関する意見の表明と解されるもの、募集に直接関係のない提案と解されるもの等については、回答しない場合もありますので、質問事項を明瞭に記述してください。
- ③ 回答方法 2025年（令和7年）10月14日（火）までに市ホームページで公表します。

（5）申請手続き

- ① 申請期間 2025年（令和7年）10月15日（水）から10月24日（金）
持参の場合、時間は午前9時から午後5時まで
郵送の場合は、必着
- ② 申請方法 ④に掲げる申請書類一式を提出すること。
- ③ 提出方法 申請書類を「9 問い合わせ先」まで持参又は郵送で提出してください。
※申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合は、受け付けることができません。

④ 申請書類

申請書類		様式	申請単位	
			単独	グループ
1	指定管理者指定申請書	第 1 号	○	○
2	共同事業体構成書	第 1 号－2	－	○
3	くじら資料館指定管理者事業計画書	第 2 号	○	○
4	誓約書	第 3 号	○	◎
5	暴力団員等の排除に係る調査承諾書	第 4 号	○	◎
6	共同事業体協定書兼委任状	第 5 号	－	○
7	役員名簿	第 6 号	○	◎
8	くじら資料館指定管理業務収支予算書（任意様式可）	第 7 号 【参考】	○	○
9	申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要が分かる資料 ※定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類には、申請者の原本証明が必要。	－	○	◎
10	登記事項証明書等 【法人の場合】 当該法人分 【法人以外の場合】 代表者の身分証明書（本籍地の長が発行するもの）	－	○	◎
11	納税証明書 【法人の場合】 当該法人の市税、県税及び国税 【法人以外の場合】 代表者の市税、県税及び国税 ※ 3 か月以内に発行したもの	－	○	◎
12	申請団体の経営状況に関する書類（申請団体の直近 3 事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類） ※経営状況に関する書類には、申請者の原本証明が必要。 ※設立から 3 年に満たない場合は、設立時以降のものとする。	－	○	◎

※その他事業計画の内容及び団体についての特記事項を証する書類があれば提出してください。

※申請書類は各2部、A4版で提出してください。

※グループ応募の場合、“◎”の申請書類については、構成するそれぞれの団体について提出してください。

(6) 申請手続きに関する留意事項

- ① 申請期間満了後の辞退は認めないものとします。
- ② 提出された申請書類の内容の変更は原則として認めません。ただし、申請期間内に限り、軽微な修正については、提出書類全部との引換えにより認めるものとします。
- ③ 1つの法人等が複数の申請をすることはできません。
- ④ 申請に要する経費は、全て申請者の負担とします。

6 審査及び選定の手続きについて

(1) 資格の確認

提出された申請書類等の内容について、スポーツ文化交流課において応募資格の資格要件の適否について確認を行います。確認の結果、応募資格を満たしていないと認められた申請者は、失格とし、以後の選定に関わるできないものとします。

(2) 選定委員会による審査

選定委員会により、下記の審査基準に基づき、申請者から提出された事業計画書等の審査を行います。

審査にあたっては、提出された事業計画書をもとにヒアリングを実施した上で、協議検討を行います。

なお、申請者多数の場合、書面審査によりヒアリングの対象者を絞り込む場合があります。

① 審査基準

以下の基準に基づき審査を行います。

ア 事業計画書の内容が、資料館を利用しようとする者の平等な利用を確保することができるものであること

イ 事業計画書の内容が、資料館の効用を十分に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること

ウ 申請者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要

な人的体制及び経済的基礎を有するものであること

② 審査項目及び配点

①の基準に基づき、別紙審査基準表により審査を行います。

なお、「3 基本事項 (2) 指定管理者が行う業務の範囲」に示す業務のほか、地域の関係団体及び事業者等との連携・協働など自主的に実施する業務についても審査及び評価を行います。

(3) 無効又は失格

次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格とする場合があります。

- ① 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ② 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 申請者又はその関係者が、選定委員会委員及び本件に関する市職員に、本件に関し公平性に影響を与えるような行為を行ったことが認められた場合

(4) 選定結果の通知及び公表

審査後、選定委員会の審査結果に基づいて市長が指定管理者候補者を選定します。

① 選定結果の通知

選定の結果は、文書で通知します。

② 選定結果の公表

選定手続の透明性を確保するため、市ホームページで公表します。

7 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

選定した指定管理者候補者を指定管理者として指定することについて、長門市議会に議案を提出し、議決後に指定管理者として指定を行います。

(2) 協定の締結

指定管理者候補者決定後、市は、公募内容及び候補者が応募の際に示した内容に即して指定管理者と指定管理業務の細目的事項について協議を行い、指定管理者指定後に、指定管理業務に関し包括的な事項を定めた「基本協定」を締結します。

また、その年度の指定管理料を定めた「年度協定」を年度ごとに締結します。

なお、協定書に定めのない事項又は内容の変更や疑義が生じた場合、協議のうえ定めます。

(3) 指定等の取消について

指定管理者の業務開始前までに、指定管理者候補者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が次の事項のいずれかに該当した場合は、候補者の決定又は指定を取り消します。

- ① 長門市議会において指定にかかる議案が否決されたとき
- ② 指定管理者等が倒産したとき、又は解散したとき
- ③ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき
- ④ 申請書類に虚偽の記載があったことが判明したとき
- ⑤ 細目協議が整わないとき、又は正当な理由なく協定の締結に応じないとき
- ⑥ 本要項に定める応募資格を失ったとき、又は応募資格がないことが判明したとき
- ⑦ その他指定管理者に指定することが不可能になったとき、又は著しく不当と認められる事情が生じたとき

なお、前各項目のいずれかに該当したことによる取消しが、指定管理者等の責めに帰すべき事由による場合、市が被った損害について賠償請求することがあります。

また、指定管理者等の決定又は指定の取消しまでに、指定管理者等が、資料館の管理運営のために要した費用について、市は補償しないものとします。

指定管理者等の決定又は指定が取消しとなった場合、選定において第2位に決定した申請法人を指定管理者候補者として選定する場合があります。（第2位の申請法人について同様の事態が発生した場合は、第3位以降の申請法人について順次同様に取り扱うこととします。）

8 その他留意事項

(1) 接触の禁止

選定に関わる者及び本件に関する市職員等に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触することを禁じます。

(2) 費用負担

申請に要する費用は、申請者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は、理由のいかんに関わらず返却しません。
- ② 提出された書類は指定管理者候補者の選定以外の用途には使用しません。
- ③ 提出された書類の著作権は、申請者に帰属しますが、市は、申請書類を複写することができるものとします。（使用の目的は庁内及び委員会での検討に限ります）。
- ④ 提出された申請関係書類及び指定期間中の管理運営に係る事業計画書、各種報告書類は、必要に応じて公表することがあります。ただし、公表に当たっては、個人情報や申請団体の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、長門市情報公開条例の規定に照らし内容の判断をします。

9 問い合わせ先

長門市 観光スポーツ文化部 スポーツ文化交流課 文化交流班

〒759-4192 長門市東深川 1339 番地 2

電 話：0837-23-1119

F A X：0837-22-6487

E-mail：bunka@city.nagato.lg.jp

1 事業計画等の評価（140 点）

中項目	小項目	審査の視点	配点
施設の管理運営方針 (60 点)	施設の設置目的と団体の理念、姿勢の整合性	・施設の設置目的を理解し、適切な方針や考え方を持っているか ・管理運営にふさわしい団体の理念・経営方針等を持っているか ・法令遵守に対する体制・意識を備えているか	10
	平等な利用の確保のための考え方、具体的な取組み	・一部の利用者に対して、不当に利用を制限したり優遇したりすることはないか ・条例等に基づき利用を拒むべき場合について正確に理解した上での取組になっているか	10
	関係団体及び事業者等との連携・協働	・地域の関係団体及び事業者等との連携や協働による事業の展開が図られるものであるか ・地域経済や地域活動を活性化する方策が施されているか	40
施設の効用の発揮・管理経費の縮減 (40 点)	本業務に対する意欲・熱意等	・指定管理者の指定を申請した理由、施設の現状に対する考え方及び将来展望は適切か	10
	施設の効用を増進するための創意工夫	・サービス向上のための提案及び目標が示されているか ・利用者本位の事業計画を策定しているか ・施設の利用を促進する方策（営業・宣伝・広報等）がとられているか ・施設の利用者の増加や利便性を高めるために実施可能な提案であるか	10
	利用者の要望・意見・苦情等の把握及びその対応策	・利用者の意見要望などを運営に反映させる工夫がなされているか ・苦情処理の体制は明確になっているか ・管理運営全般について、定期的に評価し、改善に結びつける方策がとられているか	10
	当施設を運営するに当たっての効率化への取組み	・利用料金の設定が適正で、サービス低下につながらない範囲でコスト縮減が図られているか	10
施設の管理を安定して行う能力 (40 点)	運営体制と実績	・責任体制は明確かつ適切か ・仕様書や事業計画書に記載された内容の業務を的確に遂行するのに十分な体制がとられているか ・駐車場や類似する施設で管理運営経験があり、良好な実績のある団体か	10
	施設の安全性への配慮	・日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などは適切か ・防犯、防災対策は適切か ・夜間等や非常災害時の対応は適切か ・施設の清掃等の衛生管理を実施する体制は適切か	10
	個人情報の保護についての方策	・個人情報保護の管理体制は適切か（データ等の管理）	10
	団体の経営の安定性・継続性	・経営基盤が安定しており、継続的な運営が可能か ・財務状況は良好か	10

2 管理運営経費の評価（30 点）

中項目	小項目	審査の視点	配点
収支計画の妥当性 (30 点)	収支計画の妥当性	・収入、支出の見込みは現実的かつ効果的か ・業務水準に必要な経費と収入の見積もりが妥当か（過度、過小な積算はしていないか、必要な経費は全て計上されているか） ・指定管理料の提案がなされた場合、その提案に妥当性及び合理性はあるか	30